

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請について

< 参考資料 >
平成25年10月4日
東京電力株式会社

- 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項に基づき，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可を原子力規制委員会に申請

- 変更事由：
 - 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の制定に伴う品質保証計画の変更

- 変更箇所：
 - 章第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）
第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

- 主な変更内容（章第1編，第2編共通）
 - 安全文化醸成活動に関する仕組みを品質マネジメントシステムへ取り込むこと
 - インフラストラクチャーの管理の追加など